

役員及び評議員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人明の星学園の寄附行為に定める役員、及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び手当並びに旅費（以下、「報酬等」という。）に関し定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、つきの各号により支給する。

(1) 理事長

理事長は常勤とし、学園の就業規則第II編勤務規定に示す役員標準報酬表に基づき、就任時に理事会において号俸を定め月額で支給する。号俸の改訂は、必要なつど理事会において決定するものとする。

俸給等の支給方法は、就業規則第II編勤務規定第67条及び第72条の規定に基づき支給する。

ただし、理事長の報酬月額の上限は1,017,000円とし、理事長が学園の他の職務を兼任する場合は、役員標準報酬表に基づくもののみを俸給とし、他の職務の給与、報酬は支払わないものとする。

(2) 常勤役員

寄附行為第6条第1項第1号理事（学長）、第2号理事（校長）、第3号理事（園長）として学園に常勤する者の中から理事長を兼務する者を除いた者をいい、役員としての報酬は支給しない。

(3) その他の非常勤役員

無報酬とする

(4) 評議員

無報酬とする

(手当)

第3条 役員等の手当は、つきの各項に基づき支給する。

2 債給に併せ支給する手当

理事長には、就業規則第II編勤務規定別表の基準に基づき必要な諸手当を債務に併せ支給する。

3 旅費の支払

理事長が出張する場合は、旅費規則に基づき旅費を支給する。

その他の役員等には、理事会及び評議員会に出席するための旅費として別に定める基準により交通費、宿泊費、日当をそのつど支払うものとする。

役員等旅費支給基準 別表

4 監査のための旅費の支払

監事には、会計監査及び業務監査実施のつど、前3項に準じ必要な旅費を支払うものとする。

5 特別の経費の支払

非常勤役員等が、理事長の要請により学園の業務のため、特に調査研究、検査立会等を行ったときは、前3項に準じ必要な経費を支払うものとする。

(賞与)

第4条 理事長には、就業規則第II編勤務規定に定める賞与を支給する。

2 その他の役員等には、賞与は支給しないものとする。

(月の中途中で就任または退任した場合の報酬)

第5条 月の中途中で就任、または退任した場合の報酬は、その月の初日に就任、またはその月の末日に退任したものとして、それぞれ取り扱うものとする。

(退職金)

第6条 役員の退職金については、別に定める。

2 非常勤役員及び評議員の退職金は、これを支給しない。

3 学園の定年年齢に達した以降に役員となったものには、退職金を支給しない。

(退任功労金)

第7条 非常勤役員等で学園に多大な功労があり退任するものには、理事会の議を経て退任功労金を贈呈することができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、2003 年 6 月 1 日から施行する。 (改正)

附則

この規則は、2020 年 12 月 28 日理事会承認の日から施行する。 (改正)